

福祉教育・ボランティア学習普及校事業実施要領

社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

1 目的

児童・生徒が福祉活動やボランティア活動体験を通じて、地域福祉への理解と関心を深め、一人ひとりが社会の大切な存在として尊ばれる福祉の心を育てることを目的に、小・中・高等学校及び特別支援学校を対象に福祉教育・ボランティア学習普及校（以下「普及校」という）事業を推進する。

2 実施主体

社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「社協」という）

3 推進主体

長野市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校とする。

4 指定期間

1 ヶ年

5 経費の助成

予算の範囲内で、1校3万円を上限に必要な経費を助成する。

6 「普及校」の活動

「普及校」においては、目的達成のために、それぞれ各校の実情に合わせ、別掲の活動例を参考に特性を生かした活動を行うものとする。

7 「社協」の役割

- (1) 「普及校」に対し活動費を助成する。
- (2) 「普及校」事業の説明会、福祉教育のつどいや研究会などを開催する。
- (3) 活動に関する資料、情報の提供及び「普及校」の活動を支援する。
- (4) その他必要な事業

8 「指定校」の申請手続き及び決定

- (1) 「普及校」の申請は、学校長名による様式1号「福祉教育・ボランティア学習普及校指定申請書」を「社協」へ提出するものとする。
- (2) 「社協」は、受理した申請書類を検討の上、「指定校」を決定するものとする。

9 実績の報告

- (1) 「普及校」は、事業終了後1か月、または当該年度2月末日のいずれか早い日までに「社協」へ実績報告をするものとする。
- (2) 提出書類は、様式2号「福祉教育・ボランティア学習普及校実績報告書」及び実践活動の資料とする。

(別 掲)

福祉教育・ボランティア学習普及校活動例

1 学習会・体験教室の開催

- (1) 車イス、アイマスクの体験
- (2) 障がい者から福祉に係わる講話
- (3) 体験発表会等

2 実践活動の推進

(1) 施設活動

社会福祉施設などへの訪問、交流活動

(2) 地域活動

ア 地域の高齢者、障がい（児）者との交流活動

イ 道路、河川および公共施設の清掃など環境美化活動

ウ 伝統文化の継承、文化財保護活動など

(3) 各種の地域活動に協力

地域子ども会、児童館、老人クラブ活動などへの協力

(4) 学校行事への招待

運動会、文化祭などに高齢者、障がい（児）者などを招待

(5) 交流校の設置

地域の特別支援学校や福祉施設などと連携して日常的な交流、相互の協力体制をつくる。

3 その他の活動

(1) 各種関係行事への協力

共同募金活動、歳末たすけあい運動、児童福祉週間、高齢者福祉週間、障がい（児）者団体などの各種行事に参加及び協力

(2) 点訳、手話、車イス介助、視覚障がい者ガイドヘルプなど技術の習得

(3) 国際理解を深める活動

地域の在日外国人との交流活動、各種募金活動など

(4) 社会福祉講座、ボランティア講座、スクールなどへの参加